

認定情報技術者（CITP）資格の更新について（概要）

2015年2月9日

2015年7月28日改訂

1. 資格更新の目的

CITP 資格を保有している人が、その資格に合った活動を実施していることを確認し、技術の進歩や環境の変化に対応して、今後も継続して活動できることをより確実にするために、資格更新制度を設けます。

また、資格要件の変更があった場合、これに対応していることも確認します。

2. 更新申請時期

更新は、CITP 資格の有効期限（取得または更新した年度（4月1日～翌年3月31日）の3年後の年度末（3月31日））までに行います。

更新の申請は1月に実施し、その年度末までに審査結果が通知されます。

3. 実績評価期間

資格更新においては、更新申請日の前月末、つまり、12月31日までの3年間における活動の実績が評価されます。

更新申請時期と実績評価期間の例

資格申請時期	資格取得時期	資格有効期限	更新申請時期	実績評価期間
2014年12月	2015年3月	2018年3月31日	2018年1月	2015年1月1日 ～2017年12月31日
2015年7月	2015年10月	2019年3月31日	2019年1月	2016年1月1日 ～2018年12月31日
2015年10月	2016年2月	2019年3月31日	2019年1月	2016年1月1日 ～2018年12月31日

4. 評価基準

評価は、以下の基準で行われます。

(1) 業務実績

IT 関係（ITSS, ETSS, UISS の範囲）かつレベル4以上の役割で、業務を1,800時間以上実施していること。最初に申請した職種や専門分野と同じ必要はありません。

(2) CPD

『認定情報技術者（CITP）CPD 規程』に定めたとおり、CPD ポイントを150ポイント以上、うち、CPD 区分②（プロフェッショナル貢献活動）を50ポイント以上獲得する必要があります。

ただし、2015年3月に資格を取得した人に限り、最初の更新（2018年1月に申請）は、次の(a)(b)のどちらでもよいこととします。

(a) 2015年1月1日から2017年12月31日までの3年間に、150ポイント以上。
うち、CPD 区分②（プロフェッショナル貢献活動）が50ポイント以上。

(b) 2015年4月1日から2017年12月31日までの2年9ヶ月間に、137ポイント以上。
うち、CPD 区分②（プロフェッショナル貢献活動）が45ポイント以上。

2015年4月以降に資格を取得する人は、資格を取得した年度の1月からの3年間になることに注意してください。

(3) 資格要件の変更への対応（変更がある場合）

変更された資格要件を満たすための教育等を受けたこと等。具体的には変更時に定めます。

5. 申請

申請者は、氏名・連絡先等の基本情報、認定番号、3年間におけるレベル4以上の業務実績、CPD実績を提出します。業務実績は、プロジェクトの概要（規模、期間、概要、体制等）と、申請者の実績（参画期間、役割、成果等）としますが、A4用紙で1枚程度となる予定です。

情報処理学会が指定した申請期間に、個人認証の申請サイトから申請していただく予定です。

6. 推薦者

申請者は、1名の推薦者を定め、推薦者に、業務実績の申請内容に誤りがないことを保証していただきます。

7. 更新審査料

10,000円（税別）の予定です。更新の申請時に納入していただきます。

8. 審査

個人認証審査委員会の下で、個人認証更新審査チームにて、申請書類に基づき審査します。

また、サンプリングした申請者に対して面接を行い、申請内容を確認します。

9. 認定書の送付

審査に合格した申請者には、新たな認定書を送付します。

10. 基準を満たせず、更新できなかった場合

学会に申請された理由が、個人認証審査委員会にて、正当（例えば、一時的に別業務に異動、育児休暇、介護、病気）と認められれば、一時的に資格はサスペンドされますが、原則1年以内に基準を満たせば、更新できるようにします。

なお、詳細な手続きについては、更新時期までに公表します。

以上

【主な改訂内容】

- 2015/7/28：更新申請の時期と、業務実績およびCPDにおける「3年間」の期間を明記した。